（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＭＹ15144
金額　814,833円
支払期日　平成28年９月30日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行京阪京橋支店
振出日　平成28年５月16日
振出地　大阪府東大阪市
振出人　丸一切削工具株式会社　代表取締役　衣斐　誠
受取人　株式会社ビーシーテック
裏書人　株式会社ビーシーテック
被裏書人　白地
最終所持人　申立人
平成２８年（へ）第４７号
大阪市北区東天満１丁目７番17号
申立人　株式会社ゼロ・プランニング
代表者代表取締役　加藤　康二
代理人弁護士　水野　成浩
権利を争う旨の申述の終期　平成28年10月31日
平成28年11月１日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｓ205124
金額　502,200円
支払期日　平成28年６月10日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行西野田支店
振出日　平成28年２月29日
振出地　大阪市
振出人　凸版印刷株式会社　西日本事業本部専務取締役事業本部長　長山　芳幸
受取人　申立人
最終所持人　申立人
平成２８年（へ）第２号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記の権利は失権する。
金沢市松島３丁目135番地
申立人　小村　一美
権利の届出の終期　平成28年10月25日
平成28年10月28日　金沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
1⑴土地　金沢市泉二丁目125番
宅地　8.95平方メートル
⑵登記年月日番号　金沢地方法務局昭和55年６月18日受付第16858号
⑶登記した権利の内容
昭和55年６月17日設定賃借権設定仮登記
借賃　１月金500円
支払期　毎月末日
存続期間　５年
特約　譲渡、転貸ができる
権利者　金沢市西念町ニ84番地２
竹中　信夫
2⑴土地　金沢市泉二丁目127番
宅地　186.80平方メートル
⑵登記年月日番号　金沢地方法務局昭和55年６月18日受付第16858号
⑶登記した権利の内容
昭和55年６月17日設定賃借権設定仮登記
借賃　１月金4,500円
支払期　毎月末日
存続期間　５年
特約　譲渡、転貸ができる
権利者　金沢市西念町ニ84番地２
竹中　信夫

破産手続における保全管理命令

平成２８年（フ）第１０８号
北海道沙流郡日高町字清畠87番地17
債務者　株式会社北海道環境キテール
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　藤田美津夫
平成28年11月４日
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２８年（フ）第１３８号
沖縄県沖縄市与儀３丁目７番１号
債務者　有限会社奥間建材
代表者取締役　奥間　一輝
１　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　祐介
４　破産債権の届出期間　平成28年12月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月31日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２８年（フ）第６２号
秋田県大館市比内町扇田字山崎12番地２
債務者　ドレスメーカー企画こと　菅原　恵悦
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　謙治
４　破産債権の届出期間　平成28年12月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月９日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
秋田地方裁判所大館支部
平成２８年（フ）第１２６号
千葉県君津市郡１丁目10番18号　102
債務者　芝山　哲也
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下山　修司
４　破産債権の届出期間　平成28年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午前10時
６　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部
平成２８年（フ）第９６号
鹿児島県薩摩川内市上甑町中甑990番地１
債務者　濵田　拓朗
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　秀郎
４　破産債権の届出期間　平成28年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午後２時５分
６　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２８年（フ）第９７号
鹿児島県薩摩川内市上甑町中甑990番地１
債務者　濵田　律子
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　秀郎
４　破産債権の届出期間　平成28年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午後２時10分
６　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２８年（フ）第５８７号
兵庫県西宮市甲子園洲鳥町３番27―403号
債務者　金河　史朗
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　峯松　永典
４　破産債権の届出期間　平成28年12月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月10日午前10時
６　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２８年（フ）第９３号
鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬2212番地５
債務者　濵元　弘
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米田　圭吾
４　破産債権の届出期間　平成28年12月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月27日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係